児童・生徒の性同一性障害 配慮と支援を

自分に〝違和感〟中学までに9割

18歳未満への治療 精神的ケアのみ

「生物学的性（身体の性）と「性の自己認識（心の性）」が一致しないことに苦しむ性同一性障害（GID＝Gender Identity Disorder）。昨年4月、文部科学省が性同一性障害の児童・生徒への対応について「教育相談を徹底し、本人の心情に配慮した対応をするように」という通知を都道府県教育委員会に対して出した。

GID学会理事長で医師でもある中塚幹也・岡山大学大学院保健学研究科教授に、子どもに見られる性同一性障害の実際と、学校現場での対応について聞いた。

理事長インタビュー

GID学会理事長
岡山大学大学院保健学研究科教授／同大学病院ジェンダークリニック医師
中塚 幹也氏

性同一性障害の当事者たちが自分の性別に違和感を持ち始めるのは予想外に早いようだ。

「岡山大学病院ジェンダークリニックで診断を受けた人の場合、80％以上が物心ついた頃から小学校時代までに性別違和感を持っています」と中塚教授。中学生までには90％が自覚しているという。

学校では、いじめの対象になったり、不登校になったりすることも多い。また、自分の体に嫌悪感があって自己肯定感が持てず、自傷行為や自殺に追い込まれる場合もある。一方、教員の1割強は性別違和感を持つ子どもを担任した経験があるという。

性同一性障害の成因はまだ不明である。しかし、1980年には米国精神医学会の「精神障害の診断・統計マニュアル」（DSM－Ⅲ）では診断名として掲載されている。「性の多様性の一つと言えますが、医学的な治療が必要なため、疾患としての側面もあります」と中塚教授はいう。

治療としてはカウンセリング等の精神科的ケアとホルモン療法や性別適合手術があるが、日本精神神経学会の「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」では18歳未満には精神的ケア以外の治療は認められていない。しかし、中塚教授が実施した最近の調査によると、18歳までにジェンダークリニックを受診した子どもたちの約1割が、すでに自己判断でホルモン療法を行っており、インターネットで海外から薬を個人輸入する例も見られた。成分や量のチェックもされないため、効果不足や副作用の心配もある。「ガイドライン」は改訂（4版）が検討されているが、望む性へ近づけるホルモン療法を海外のように16歳から行えるようにするか、また、それ以前の救済処置として、望まない性の方に向かうのを抑える治療を認めるか等の検討を行っているところだ。中塚教授は、これと併せて「治療の保険適応もぜひ実現したい」という。

性別違和感を自覚し始めた時期

	全症例(n=1167)	MTF(n=431)	FTM(n=736)
小学入学以前	660 (56.6%)	145 (33.6%)	515 (70.0%)
小学低学年	158 (13.5%)	67 (15.5%)	91 (12.4%)
小学高学年	115 (9.9%)	56 (13.0%)	59 (8.0%)
中学生	113 (9.7%)	74 (17.2%)	39 (5.3%)
高校生以降	92 (7.9%)	77 (17.9%)	15 (2.0%)
不明	29 (2.5%)	12 (2.8%)	17 (2.3%)

MTF：心は女性、身体は男性。FTM：心は男性、身体は女性。

しかし、学校現場では実際にどのような対応をすればよいのか、戸惑っている教員も多い。中塚教授は学校への要望として①自分の性別に違和感を持つ子どもを支援する②生徒全員が性同一性障害も含めて多様な性のあり方を正しく理解できるように教える③保護者に正確な情報を伝える の3つを挙げる。子どもたちが正しい知識を持つことによって、将来、社会から偏見や差別が少なくなることを期待したいというのが、中塚教授の思いだ。